

15年6月子牛せり市状況

鶴田町

出 場 頭 数	メス	50頭
	去勢	53頭
最 高 価 格	メス	876,000円
	去勢	569,000円
最 低 価 格	メス	172,000円
	去勢	163,000円
平 均 価 格	メス	379,920円
	去勢	424,547円

市 場 状 況

最 高 価 格	メス	903,000円
	去勢	594,000円
平 均 価 格	メス	380,307円
	去勢	426,513円

住宅金融公庫 からのお知らせ

住宅金融公庫が個人向け融資の受付を開始します。

申込受付期間 7月2日（水）～9月1日（月）

融資金利 2.0%

申込受付場所 住宅建設、購入場所近くの「住宅金融公庫業務取扱店」と表示のされた金融機関

休日相談会を行っています。

平日のご相談に加え、毎月第1・第3日曜日に公庫支店にて融資及び返済等の相談会を実施しています。電話での相談も承りますので、お気軽にご相談ください。

▽問い合わせ 住宅金融公庫南九州支店
☎096-387-2000
（平日及び第1・第3日曜日9:00～17:00）

旧日本赤十字社救護看護婦等 に対する書状贈呈事業

【内閣総理大臣の賞状を贈呈します】

先の大戦で戦地等に派遣され戦時衛生勤務に服された「旧日本赤十字社救護看護婦」，「旧陸海軍従軍看護婦」の方々（慰労給付金受給者を除く）に対して，そのご労苦に報いるため内閣総理大臣の書状を贈呈しております。

なお、請求期限が2年間延長され、平成17年3月31日までとなりました。御本人または御家族などからの御連絡をお待ちしております。

▽請求用紙

請求用紙は、鶴田町住民課福祉係に用意してあります。

▽問い合わせ

住民課福祉係 ☎59-3111（内線127）
または〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省大臣官房管理室 業務担当

☎03-5253-5182（直通）

FAX03-5253-5190

男女共同参画センター相談室

かごしま県民交流センター内（旧県庁後）

専門の相談員があなたとともに考えます。
家庭のこと、仕事のこと、自分のこと等気軽にご相談ください。

◇一般相談

電話相談 ☎099-221-6630・6631（相談専用）

面接相談 2階相談室（できるだけ電話でご予約ください。）

受付時間 9:00～17:00（水～日曜日）
9:00～20:00（火曜日・休館日の翌日）

※ 月曜日は休みです。月曜日が祝日の場合は翌日が休みとなります。

◇専門相談～事前に電話等で相談・予約ください。

専門家の助言や指導が必要なものについて、女性の弁護士、医師、臨床心理士がアドバイスをを行います。

■法律相談 第1・3火曜日（13:30～16:30）

■産婦人科相談 第2木曜日（14:00～17:00）

■心療内科相談 第3木曜日（13:30～16:30）

■心理相談 第2水曜日（13:30～16:30）

◎いずれの相談も無料です。秘密は厳守します。

平成14年度

中山間地域等直接支払交付金の状況

中山間地域等の農地は、毎年耕作・管理されることで、洪水の防止や水源のかん養、美しい緑の景観の提供など、様々な機能（多面的機能）を発揮しています。この多面的機能によって下流域の都市住民を含む多くの国民の生命と財産、豊かな暮らしが守られています。

しかし、中山間地域等では、高齢化が進む中で、平地に比べて傾斜地が多いなど農業生産条件が不利な面があることから、耕作されずに放棄されていく農地が増えつつあります。

この制度は、中山間地域等で農業を続けることにより農地を保全し、多面的機能を守っていくために、平成12年度から新たに導入された制度で、我が国農政史上初めての取り組みです。

平成14年度の交付金活用の優良事例として、鳥獣被害防止の電気柵設置や、農道などの砂利散布などがありました。

平成14年度の交付状況

協定集落数 42集落（参加者871人）

対象農地 急傾斜 141,739㎡

緩傾斜 1,966,505㎡

計 2,108,244㎡

交付金額 18,708,559円



湯田原地区の共同作業の様子



● 国民年金 ●

問い合わせ 住民課住民年金係
☎59-3111（内線121）

病気やケガで障害者になったら障害基礎年金

国民年金加入中に障害者になったときや、20歳前の傷病で障害者になったときに支給されます。

支給を受けるためには

- ① 障害認定日（初診日から1年6ヶ月を経過した日、または症状が固定した日）に1級、または2級の障害の状態にあること
- ② 初診日の前日において前々月までの加入期間の3分の2以上保険料を納めていること（免除期間、学生納付特例期間を含む）

※ 平成18年3月31日までに初診日がある場合は、特例として初診日前の1年間に保険料の滞納がなければ受けられます。

20歳前に病気やケガなどで障害者となった人は、20歳になったときから受けられます。ただし、本人の所得制限があります。

すべての年金は、受けられる資格があっても本人の請求がなければ支給されません。

☆ 保険料免除申請受付中 ☆